

事業名称	まちなか空き家相談取次ぎ連携促進事業
事業主体名	一般社団法人大阪府不動産コンサルティング協会
連携先	大阪市 24 区空き家相談窓口
対象地域	大阪市
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員や専門家の研修・育成</li> <li>・空き家相談取次ぎネットワーク（地域空き家予防ネットワーク）の構築</li> <li>・地域の専門家との連携体制の構築</li> <li>・相談実務の実施</li> <li>・空き家相談形式の「新しい生活様式」への対応の検討</li> <li>・在日外国人が所有する空き家の問題解決の研究と検証</li> </ul>
事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借地や連棟建て（長屋）、囲繞地など、「流通性の低い空き家」を対象にした相談とその対策支援の経験を踏まえ、総合的な空き家問題処理実務を実践</li> <li>・相続登記未了の空き家や問題解決するための資金を調達できない空き家所有者へのサポートなど、解決困難事例への対応の研究と実践</li> <li>・「空き家相談取次ぎネットワーク（地域空き家予防ネットワーク）」の構築や、在日外国人が所有する空き家問題の解決の研究など、地域の空き家予防に効果的な取組の実施</li> <li>・弁護士、司法書士等の専門家や専門事業者との連携による高度な空き家問題の解決の実践にと、事例解説やOJTによる相談員の拡充とレベルアップを通じた空き家問題処理能力の向上</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談対応手引書 vol. 2（在日外国人の空き家問題、新しい生活様式への対応ノートを追加掲載）</li> <li>・空き家相談の取次ぎ支援ツール</li> <li>・電話相談事例、傾向と対策</li> </ul>
成果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ <a href="http://oreca.jp/">http://oreca.jp/</a></li> <li>・ホームページ <a href="http://akiya.osaka.jp/">http://akiya.osaka.jp/</a>（予定）</li> </ul>

## 1. 事業の背景と目的

空き家に関する相談・対策支援の需用は広範囲にわたるが、セミナーや相談会などのイベント型相談や窓口型相談にコンタクトできない相談希望者や問題意識のない空き家所有者等の潜在的相談者は多い。そこで、空き家の所有者等（いわゆる予備軍を含む）の身近で既に何らかの関係がある方々を「空き家相談窓口への取次ぎ者」と位置づけ、これらの取次ぎ者に対して空き家問題解決に導くための情報を提供することを通じて、「潜在的相談者」の掘り起こしを行った。

一方、本事業地域で空き家相談において、在日外国人が所有する空き家に関する相談を受けることが多くなり、それらの中には、日本人が所有する空き家の場合と比較して問題解決が容易でない案件あることを経験してきた。そこで、本事業において、在日外国人が所有している空き家に関する問題解決の研究と実践に取り組むこととした。

これらの空き家問題に関する活動を通じて「地域の空き家予防」への効果を期待すると共に、空き家相談窓口として多種多様な課題を解決することにより、地域価値向上による地域の活性化に貢献することを目的とする。

## 2. 事業の内容

### (1) 事業の概要と手順

事業の概要と手順を、以下の①取組フロー図、②業務役割分担表、③取組の進捗状況表にまとめた。

#### ①取組フロー図

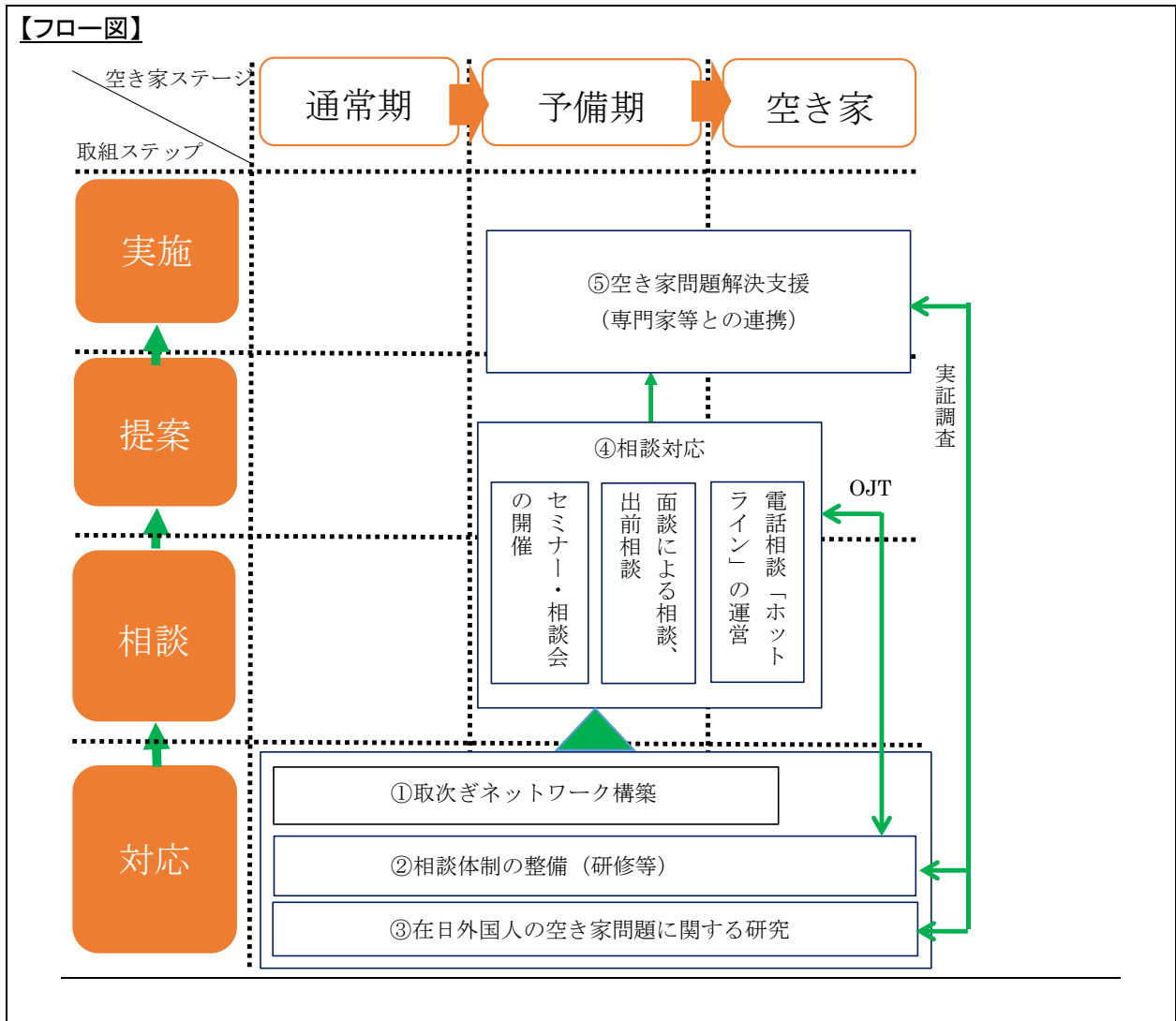


図-1 取組フロー図

②業務役割分担表

【役割分担表】			
取組内容	具体的な内容(小項目)	担当者(組織名)	業務内容
①取次ぎネットワークの構築	「空き家相談の取次ぎ支援ツール」を改良とネットワークの拡大、拡充	プロジェクトチーム	大阪市への協力要請、支援ツールの開発、YouTube 動画の制作
	空き家取次ネットワークの連携先の拡大	大阪市内担当会員	区役所連携先訪問、町会長会議等にて事業説明、回覧板用のパンフレットを配布
②相談体制の整備	研修用資料の整備	プロジェクトチーム	電話相談対応手引書の整備、研修資料(WEB)の作成
		実務担当者	事例研究会の開催
	相談員研修の実施	プロジェクトチーム	相談対応マニュアルを用いた研修と空き家相談対応事例の紹介など
	専門家等との連携関係の整備	プロジェクトチーム	専門家団体の空き家相談体制の整理、実務での連携
		実務担当者	弁護士会との勉強会の開催
	大阪市空家相談窓口等との連携	プロジェクトチーム	大阪市本庁との連携
電話相談担当者		相談案件進捗状況等に関する報告、連絡、相談等	
③在日外国人の空き家問題に関する研究	調査	担当者、実務経験者	情報の収集と整理
	研究、まとめ	プロジェクトチーム	行政書士等専門家との勉強会の開催
	とりまとめ	担当者	課題整理とまとめ
④相談対応	セミナー・相談会の開催	講師担当者、相談員担当者	セミナーによる意識啓発と相談対応
	面談による相談、出前相談	相談担当者	相談対応
	電話相談「ホットラインの運営」	電話相談担当者	相談対応、行政への報告、連絡、相談
⑤空き家問題解決支援	専門家、専門事業者と連携した空き家問題解決支援	相談担当者	専門家、専門事業者、行政等と連携したサポート

表 - 1 役割分担表

③取組の進捗状況

【進捗状況表】		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①取次ぎネットワークの構築	「空き家相談の取次ぎ支援ツール」を改良とネットワークの拡大、拡充		—————						
	空き家取次ぎネットワークの連携先の拡大		—————						
②相談体制の整備	研修用資料の整備		—————						
	面談相談・出前相談	—————							
	相談員研修の実施			●		●			
	専門家等との連携関係の整備		—————						
③在日外国人の空き家問題に関する研究	調査		—————						
	研究、まとめ			—————					
	とりまとめ					—————			
④相談対応	セミナー・相談会の開催		●			●x2			
	面談による相談、出前相談			—————					
	電話相談「ホットラインの運営」	—————							
⑤空き家問題解決支援	専門家、専門事業者と連携した空き家問題解決支援	—————							
	在日外国人が所有する空き家に対する問題解決支援の検証		—————						

表 - 2 進捗状況表

## (2) 事業の取組詳細

### ①取次ぎネットワークの構築

空き家相談取次ぎネットワークの構築、整備のため、次の取組を行った。

#### i) 「空き家相談の取次ぎ支援ツール」の改良

令和元年度に作成したパンフレット「地域ので空き家を防ぐ」に加えて、「空き家相談取次ぎネットワーク」チラシ (A4 両面) を制作した。



図 - 2 令和元年度作成のパンフレット

#### 【改良のポイント】

- ・気づきの内容の例をあげ、取り次ぎ者にわかりやすいように表記した。
- ・空き家所有者の目線で記載された表記を削除し、取次ぎ者の目線に統一した。
- ・コロナ禍で会議等での情報提供の場を設定してもらいにくいことから、説明なしで理解してもらえるよう表記をシンプルにするとともに、スマホからYouTube動画を視聴できるようQRコードを追加した。(YouTube動画「地域ので空き家を防ぐ」へリンク)



図 - 3 改良版チラシ

ii) ネットワークの構築

コロナ禍により「空き家相談取次ぎネットワーク」の説明会が相次ぎ中止されたなかで、以下の取組を実施することができた。

- 9月18日 港区民生委員児童委員協議会9月期地区委員長会議
- 9月19日 生野区「生野 空き家シンポジウム」
- 9月30日 旭区・連合町会長会議
- 10月13日 港区・合同地域会長会
- 10月14日 生野区連合町会長会議
- 10月15日 東住吉区連合町会長会議
- 10月20日 東淀川区連合町会長会議
- 12月14日 淀川区連合町会長会議
- 2月24日 西淀川区連合町会長会議



図-4 事業説明の様相(9/18)

個別訪問・チラシ配布：西区、西成区、福島区、北区、此花区など

地域の声かけがきっかけに！

当事者は「家のことを考えないと」と分かっているが、「今は困っていないから」と先延ばしにしがちです。地域の方が気づいて声をかけることで、家のことを専門家に相談するきっかけになることがあります。ご近所や周りの方が声をかけて、地域の力で空き家の発生を少しでも防ぎましょう！

【住まいや空き家の相談や「気づきセミナー」のご依頼など】

住まいの相談・つなぐダイヤル

(一般社団法人大阪府不動産コンサルティング協会)

電話 6210-3740 または 電話 6261-3340

(平日:午前10時~午後4時)

図-5 港区広報(2020年12月)

②相談体制の整備

空き家相談体制を整備するため、以下の取組を実施した。

i) 研修用資料の整備

基礎講義には昨年度までに作成した「空き家相談対応手引書」を用い、新たに相談員実践用教材を作成して相談員研修用資料とした。

<p>空き家相談員研修会 ＜ 第二部 ＞</p> <p style="font-weight: bold; color: white;">実践から学ぶ！相談員の心得と 相談対応のコツ</p> <p style="font-size: small; color: white;">一般社団法人 大阪府不動産コンサルティング協会 会長 米田 淳(こめだ あつし) 副会長 井勢 敦史(いせ あつし)</p>	<p>いきなり・相談員の心得</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自らの立ち位置を理解しておく</li> <li>② 場面ごとに使えるツールを把握し整備しておく</li> <li>③ ツールを磨く、増やす、取り換える</li> <li>④ 有料相談への切り替えや専門家(コンサル、宅建業者等)へのパトロンタッチのタイミングを考慮しておく</li> <li>⑤ ソリューション(出口戦略)を想定する</li> <li>⑥ 問題解決に至るまでの措置とそのため要する時間の意識を持つ</li> <li>⑦ 専門資格者や専門事業者との連携の在り方を高める</li> <li>⑧ ホールの所在を把握し、溜め込みすぎない</li> <li>⑨ 慈善行為にせず、自己を研鑽して何かを掴む</li> </ol>	<p>相談者の意識</p>	<p>事例① 火災跡の空き家</p> <p>「知らない相談人がたくさん」問題の解決！</p> <p>＜登場人物＞</p>
---	--	---------------	--

図-6 相談員研修用資料の抜粋

## ii) 相談員研修会

空き家相談員の相談品質の安定化とスキルアップを目的に、2回の相談員研修会を実施した。

### 令和2年度第1回空き家相談員研修会

日時：令和2年10月8日（木）

会場：大阪大学中之島センター 10階ホール

講師：井勢敦史、米田淳

内容：相談員の心得と相談対応のコツ

第一部・基礎講座 第二部・実践講座

### 令和2年度第2回空き家相談員研修会

日時：令和2年12月2日（水）

会場：大阪大学中之島センター 10階ホール

講師：大前久明子

内容：実際の空き家相談における相談対応事例の紹介とディスカッション形式による全員参加型の研修会



図-7 第二回空き家相談員研修会

## iii) 空き家相談事案進捗状況報告会（兼事例検討会）

9月8日、9月30日、11月13日の3回にわたって報告会兼検討会を開催し、相談対応方法や問題解決支援方法について検討と検証を行った。

## iii) 相談対応OJT

実施した相談対応方法や内容に関して、随時OJTを実施した。

## iv) 弁護士会との空き家相談事例研究会

令和2年11月16日、弁護士会から講師を招き、空き家相談事例研究会を実施した。

テーマ① 借地非訟事件について

テーマ② 妨害予防請求権について

テーマ③ 長屋の解体、切り離しについて

テーマ④ その他



図-8 事例研究会資料

#### iv) 専門家等との連携関係の整備

空き家相談においては、相続関係人調査が必要になることが多々あることから、司法書士との連携において相続関係人調査を定額部分（15,000円税別）+実費の料金で受託する司法書士と連携した。

#### ③在日外国人の空き家問題に関する研究

本事業地域には在日外国人が所有する空き家が多数存在する。この中には、「相続関係人の調査ができない。」「戸籍がない。」などによって、老朽化した建物が放置されたままになっているケースもある。

本事業者の空き家相談窓口にも、このような問題を抱えた相談が寄せられるようになってきたことから、在日外国人（特に在日韓国人）が所有していた空き家の問題解決に関する研究と実証調査を実施した。

具体的な取組は、以下のとおり。

##### i) 在日韓国人（特別永住者）が所有する空き家問題解決における課題や相続に関する調査

12月16日、研究会を開催して、調査結果や事例説明等を行い、課題の共有を行った。

##### ii) 在日韓国人の戸籍と相続に関する勉強会

専門職者（行政書士）を招聘して、「韓国戸籍制度の仕組みと注意点」「在日韓国人の相続手続きの落とし穴」「帰化手続きでの注意事項」などについて学んだ。

##### iii) 在日韓国人の空き家問題解決支援実証調査

在日韓国人が所有していた空き家の相談を通じて、研究した課題の実証調査を実施した。

#### ④相談対応

##### i) 意識啓発セミナー・相談会の開催

9月26日、大阪市立住まい情報センターとのタイアップセミナー「空き家解消！知って得する相談のコツと税金の話」を開催した。



講師：櫛野将

相談をしたいが何をどのように相談していいのかわからないという方も多いのではないのでしょうか。先送りにされがちな空き家の相談ですが、整理しておくポイントから揃えておきたい書類まで、気軽に的確に相談ができるコツを相談対応のプロが事例を交えながらわかりやすくお伝えします。

講師：吉村一成

家のことについて、意外と知らない税金の話。相続した空き家の売却でも、税金が安くなる方法があります。売却以外にも保有や相続など、あらゆる場面で知らないと損をする空き家に関する税金についての知識を、税理士で不動産鑑定士でもあるプロがわかりやすくお伝えします。



図-9 セミナー&相談会

ii) 電話相談、面談相談、出前相談

電話相談「空き家相談ホットライン」のチラシを大阪市24区の空き家相談窓口へ送付し、空き家所有者等への案内に活用してもらった。

iii) 区役所主催空き家セミナーへの講師・相談員の派遣

12月12日に開催された阿倍野区・西成区合同空き家セミナー、12月13日に開催された3区（都島区/東淀川区/城東区）合同空き家セミナーに講師、相談員を派遣し、空き家に関する意識啓発や問題解決を支援した。

図-10 空き家相談ホットラインチラシ

図-11 12/12セミナー・相談会チラシ



図-12 12/13セミナー・相談会の模様

## ⑤空き家問題解決支援

不動産コンサルティング事業者はもとより、解体工事業者、不動産業者、専門職者（弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士等）、さらには大阪市や24区の空き家担当者等と連携して、様々な空き家問題解決支援実務を行った。

### （3）成果

#### ①取次ぎネットワークの構築

取次ぎネットワークの構築により次のような相談の紹介を受けた。

- a) 町会長 3件
- b) 福祉関係者（ヘルパー） 1件
- c) その他（近隣住民） 4件

※ネットワーク効果が確認できたもののみ

この内、1件については、18名の法定相続人の合意を得て換価分割コンサルティングを完了し、3件については問題解決に向けて支援中、他の4件については、電話相談のみで対応が完了した。

#### ②相談体制の整備

第1回空き家相談員研修会には33名、第2回には25名の事業者構成員が参加した。これにより、過去の相談員経験者を含めて40名を超える空き家相談員が確保できた。

空き家相談実務については、新型コロナ禍により実践の舞台となるセミナー・相談会が激減し、OJTの実施件数は想定を大幅に下回った。空き家相談対応に関して、必ずしも正解が明確でないところで検証を行う作業は難しい取組みであることから、今後も慎重に実施し、課題を整理していく必要がある。

なお、OJTを実施するにあたり、相談者の個人情報保護に関して特段に配慮しなければならず、相談者の同意を得ることが必要になるのは言うまでもない。

本事業では、相談員の裾野を広げる作業に取り組むだけでなく、相談対応を充実させるために研究会・勉強会や問題解決支援のための連携事業等を実施した。これらの取組を通じて、コンサルティングの企画商品として活用できる可能性があることが認識できた。

#### ③在日外国人の空き家問題に関する研究

「戸籍がない」「戸籍を調べられない」など、在日韓国人の相続が韓国法（本国法）に従って行われることで、登記名義人が日本人である場合の空き家対策と大きく違うことになることが理解できた。

2018年6月現在の大阪市在住の韓国人は65,000人であるが、在日韓国人の相続関係人には、④韓国籍・朝鮮籍、⑤帰化者、⑥在日と結婚した日本人、⑦在日と日本人との子供たち、⑧韓国内の親族などが該当し、これらを含む潜在的な者は決して少なくない。

在日韓国人の空き家問題解決支援実証調査では、相続財産管理人の申立をし、問題解決に向かっていく案件が2件、問題解決（完了）をした案件が1件あったが、いまだに問題解決の糸口が見えず問題解決支援すらできないケースも2件あった。

#### ④相談対応

事業期間中に電話相談、面談を合計して100件の相談に対応することができた。

月	件数	月	件数
8	11	12	12
9	18	1	15
10	16	2	16
11	12	合計	100

表-3 期間中の空き家相談対応件数

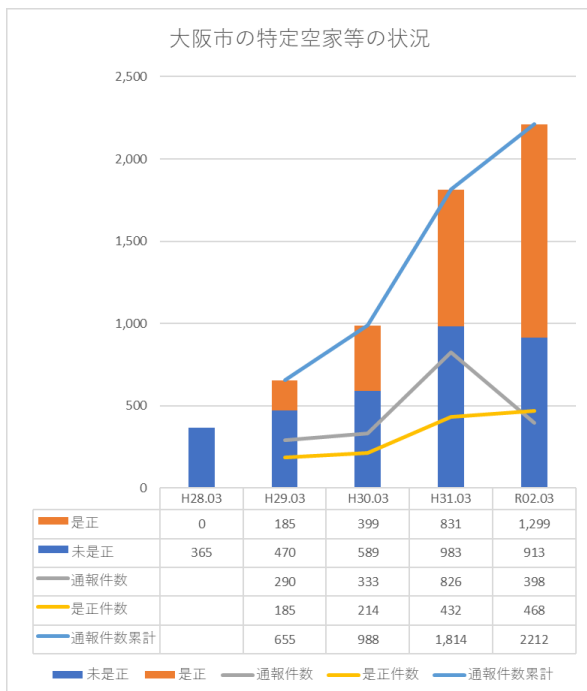


図-12 大阪市の特定空家等の状況

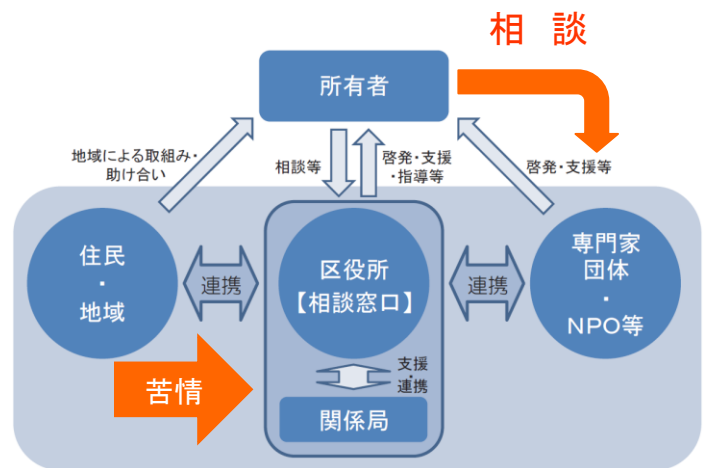


図-13 大阪市の空き家相談体制のイメージ図

相談件数のほとんどは、大阪市の24区相談窓口の紹介による相談であり、連携体制は、十分に確保できていたといえる。

## ⑤空き家問題解決支援

100 件の相談のうち、36 件の案件に対して空き家問題解決支援を実施した。  
支援内容（重複あり）は、次表のとおりであった。

支援内容	応急処置	借地	長屋	接道なし	活用検討	除却
件数	8	6	3	4	4	15
割合	22%	17%	8%	11%	11%	42%
支援内容	売却	相続関係	弁護士連携	企画	その他	36件
件数	20	13	5	12	2	
割合	56%	36%	14%	33%	6%	

表 - 4 問題解決支援内容別件数

注1) 売却には、無償に近い譲渡を含む。

注2) 単なる業者の紹介は、問題解決支援に含まない。

注3) 事業期間中に終了していないものは、期間内の実績で記載した。

- ・支援実績によれば、売却や除却の相談が多く、売却の20件、除却の15件のうち10件が「売却と除却」の支援になっている。
- ・老朽化した建物の場合に問題解決に時間がかかることから、22%応急処置が必要と判断されている。
- ・36%の相談で相続関係人調査が必要になっており、相続放棄や換価分割等による処分も実施されている。
- ・弁護士と連携した問題解決支援の取組が5件あり、研究だけではなく実務面においても連携の効果がみられる。
- ・コンサルティング（企画提案）が必要になった案件が3分の1あり、単なる不動産売買や賃貸、リフォームでは解決できないケースが一定程度含まれていることがわかる。（そもそも困難事例が寄せられているためであるとも考えられる。）



図 - 14 成果の紹介 WEB ページ (akiya.osaka.jp)

### 3. 評価と課題

#### ①取次ぎネットワークの構築

空き家相談取次ぎネットワークの取次ぎネットワークでの相談件数は8件であり、必ずしも潜在的空き家相談者の掘り起こしに成功したとは言えない。

しかし、取次ぎネットワークは、空き家所有者のプライバシーに立ち入ることもあることから、公共性に関する意識が強い所有者と結びつきが深い方々からの相談を想定していただけない、町会長やケースワーカーから「何とかしなければならない」レベルの相談が寄せられたことは興味深い。

このような取組が根付くまでには相当の時間がかかると思われるが、継続実施のためには行政の協力が不可欠であり、行政担当者に負担を軽減するか負担をかけてまで実施してもらえよう環境の整備が必要となる。

空き家問題解決を個人の空き家対策から地域の空き家対策に進化させ、エリア価値の向上を目指すためにも、本事業で取り組んだ「地域の空き家予防」の活用を課題として取り組んでいきたい。

#### ②相談体制の整備

新型コロナの影響により実践の舞台となるセミナー・相談会が激減したことは想定外であった。

しかし、2回の相談員研修会により一定数の相談員を確保でき、かつ事例検討会や弁護士との勉強会を通じて相談品質のレベルアップも図ることができた。また、相続関係人調査を実施する司法書士との連携や弁護士との連携などは、研究だけでなく実務にも反映できた。相談対応におけるツールの活用なども問題なく実施できている。

今後は、本事業で取り組んだノウハウを汎用化して外部に提供していくことが課題になると考えている。

#### ③在日外国人の空き家問題に関する研究

在日韓国人の空き家問題のソリューションは、日本人の場合よりも難易度が高いことやその原因を明確にすることができた。しかし、「理解できた」と「解決できる」ことは次元が違うことから、難題に直面した場合に、状況の把握の適格性の向上や連携先との協力による問題解決力の向上は期待できるものの、問題解決に導けないケースが数多くあることも容易に想像できる。

したがって、空き家予防の観点から、在日韓国人や帰化者、日本人配偶者等に対する情報の提供方法、意識啓発の仕方などを検討していくことが今後の課題になる。

なお、今年度の事業において、在日韓国人以外の在日外国人と空き家問題に関する研究には踏み込めなかったが、当面、在日韓国人以外の在日外国人については都度の対応とし、在日韓国人と空き家問題の研究や対策を優先することで差し支えないと考えている。

#### ④相談対応

事業期間中の相談対応件数は100件となったが、過去の実績と比較すると、台風21号の大阪直撃により甚大な被害があった平成30年度の相談件数とは比較にならないものの、新型コロナ禍でも昨年を上回る相談件数があったことがわかり、安定した相談窓口になっていることがわかる。

年度・月	8	9	10	11	12	1	2	合計
R02	11	18	16	12	12	15	16	100
R01	16	25	16	11	8	8	11	95
H30	16	27	32	15	25	19	19	153

表 - 5 年度別空き家相談件数の比較

今年度から、区役所等から紹介を受けた相談者については、相談後に区役所に報告を行うこととした。ただし、相談内容によっては、行政と相談者は利益相反関係に当たる可能性があることから、相談者の利益を守る立場にあることは言うまでもない。

なお、「空き家相談ホットライン」では、受付で個人情報の取り扱いや録音許可のアナウンスなどは行っていないが、今後、それらを含む受付方法等の整備が運用上の課題である。

※必要性がある時で許可を得た場合に、通話を録音することがある。

また、本事業者と相談対応の連携先である大阪市24区の空き家相談窓口とは、本事業者が平成29年度から4年度にわたり運営してきた「空き家相談ホットライン」を、区の相談窓口が問題を抱えている空き家所有者等に紹介する形で連携してきた。しかし、この連携は、国土交通省補助事業を実施する上での連携に止まっていることから、今後の連携のあり方は、相談体制を継続するための抜本的な課題となっている。

#### ⑤空き家問題解決支援

「借地」や「長屋」で、建物は「老朽化」し、近隣からのクレームがあり、「相続」問題を抱え、問題を解決するための「資金を調達」できないのが、流通性の低い空き家相談の典型である。

このような状態を基準にすると、例えば、「自己所有地」の空き家は難易度が低くなるし、老朽した建物であってもきちんと手入れされていれば、借地の長屋でも借地権付き建物として売却できる可能性が見えてくる。こうして、少しでも「まし」なところに着眼することによって、問題解決への道筋が開けてくることがある。

所有者等をサポートする問題解決支援者と相談窓口との連携については、現在のところ良い関係が築けており、相談窓口が支援者の得意な形、受け入れやすい形で支援者にバトンタッチできるように配慮することにより、解決支援が問題解決につながる割合が高くなっている。

「受付- 相談- (調査)-問題解決支援」のあり方については、走りながら常に改善していく必要があり、その体制の継続も課題になる。

#### 4. 今後の展開

本事業者は、大阪市の空き家問題解決に長年取り組んできた。なかでも「空き家相談ホットライン」を中心とした空き家の相談件数は、大阪市において空き家相談を実施している民間団体で最多である。また、「空き家相談ホットライン」で相談の対象にしている「売れない」「貸せない」など流通性の低い空き家については、一般的に様々な問題が複合していることから、相談者だけで問題解決が困難である。そこで、本事業者は、必要に応じて「相談」から「調査」「問題解決支援」という手順で空き家の問題解決支援に数多く携わっており、「引き取り」や「集約」の手法や、金融機関が融資できない案件に対する一時的な資金提供、法定相続人間の合意形成や財産管理人の選任、相続放棄などの支援、出口に向かうための空き家管理サポートなどを行っている。これらの支援を含む「空き家相談ホットライン」の相談については、大阪市との連携関係の継続を前提に、質を落とさずに継続実施する予定である。

一方、取り次ぎネットワークの構築や在日韓国人と空き家の問題の研究・対策など、さらに進化させていかなければならない課題も抱えている。今年度の事業にはない「空き家の引き取り」や「引き取り支援」についても、その体制の確立が課題となっている。これらの課題については、本事業者の空き家利活用プロジェクトチーム事業化検討会議で研究を進め、課題解決に向かって進む予定にしている。

なお、これらの経験を元にした空き家対策ノウハウは、各地で真剣に空き家対策に取り組む方々とも共有できる財産であり、新設WEBサイトなどで提供していく。

■事業主体概要・担当者名			
設立時期		平成6年1月	
代表者名		代表理事 米田 淳	
連絡先担当者名		米田 淳	
連絡先	住所	〒541-0052	大阪府中央区安土町1丁目4番11号エンパイヤビル3階
	電話	06-6261-3340	
ホームページ		<a href="http://oreca.jp/">http://oreca.jp/</a>	